

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

## 消費税の施行日(10/1)にまたがる取引に適用される税率について

**Q** 弊社は販売業を営んでいますが、商品の仕入をした際に、仕入先が出荷した日は9月30日ですが、当社の倉庫に入った日は10月1日でした。仕入先からの請求書では8%の記載がありますが、当社は受入日の税率である10%を適用していいのでしょうか？

### 解説

10月1日をまたがる取引の場合、**仕入先と購入者の税率は一致させる必要があります。**そのため、**購入者も仕入先の適用税率である8%を適用する必要があります。**

#### 1. 棚卸資産の売上・仕入の計上時期

棚卸資産の売買をした場合の売上（仕入）の計上時期は、下記となります。

原則	引渡し基準（引渡しのあった日）
特例 （継続適用が条件）	出荷基準（出荷した日） 検収基準（購入者が検収した日） 使用収益開始基準（購入者が使用収益できることとなった日） 検針日基準（検針等により販売数量を確認した日）

#### 2. 適用税率

「**消費税等に関する経過措置の取扱い Q&A**」の問3によると、購入者は仕入先の適用税率（8%）にあわせて、仕入税額控除の計算をすることが明らかにされています。仕入先が8%税率で販売した商品を購入者が10%税率で仕入税額控除の対象とした場合には、それぞれの適用税率が異なるため、消費税の仕組みが根本的に崩れることとなりますので、当然に認められません。（下記参照）

	仕入先（9/30 出荷）	購入者（10/1 引渡し）
誤った処理	8%	10%
正しい処理	8%	8%

### 要するに…

2019年10月1日に予定されている消費税率のアップにともない、施行日をまたがる取引について様々な問題が発生することが予想されます。国税庁では今回の税率変更に伴う様々なQ&Aを公表していますので、自社に関係する箇所はしっかり目を通しておきましょう。